

セデッテかしま施設予約について

1. 利用料金

区 分	単 位	利用料金
コミュニティ広場	1 時間	5 0 0 円
指定管理者が許可する施設 (主に、施設前広場(外)をい う)	1 区画 / 1 日	7, 0 0 0 円

- (1) 指定管理者が許可する施設における **1 区画**とは、3.56m×5.34mとする。⇒ **テント2間×3間**
- (2) 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算し、利用料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (3) 面積が1区画に満たない端数があるときは、これを1区画として計算し、1区画を超える面積を利用するときは、**最大2区画まで**とする。※2区画以上の場合、別途相談ください。
- (4) コミュニティ広場において、利用者等が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用するときは、当該料金に100分の200に相当する額を加算する。

2. 利用許可申請

施設の利用許可を受ける者は、サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければなりません。

なお、申請は利用しようとする日の6ヶ月前から受け付けます。

ただし、次の場合はその期間前でも申請することができます。

- (1) 市主催または共催の事業
- (2) 市長が特に必要と認めるとき

3. 許可事項の変更・取消し

利用許可事項を変更、取消ししようとする場合は、サービスエリア利活用拠点施設利用（変更・取消）申請書（様式第3号）により、指定管理者の承認を受けなければなりません。

4. 利用料金の納付

利用料金は、利用の当日までに納入していただきます。

5. 利用料金の減免

利用料金の減額、免除は次のとおり。

対 象 者	減 免 額
国・地方公共団体・その他公共団体が主催・共催して行う事業及び公共的団体が公共的事業に利用するとき	全額
市が後援する事業	5割
その他市長が特に必要と認める場合	市長が定める額

利用料金の減額、免除を受けようとする者は、利用許可申請書と併せてサービスエリア利活用拠点施設利用料金減免申請書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければなりません。

6. 利用者の遵守事項

- (1) 申請の目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用許可を受けていない施設を利用しないこと。
- (3) 施設及び設備器具(以下「施設等」という。)を丁寧に取り扱い、毀損しないこと。
- (4) 利用中に火災その他重大な事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、指定管理者に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 施設等の利用を終了したときは、利用した施設等の整理及び清掃を行い、指定管理者の点検を受けること。
- (6) その他指定管理者の指示に従うこと。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

サービスエリア利活用拠点施設（施設・設備器具）利用許可申請書

南相馬鹿島サービスエリア
 指定管理者 株式会社 野馬追の里 様

申請者 住所
 団体等名
 代表者名
 電話番号
 担当者氏名
 連絡先

次のとおりサービスエリア利活用拠点施設を利用したいので、申請します。

利用年月日・利用時間	催物等の名称	利用施設	利用料金
			円
			円
			円
合 計			円
入場料	有・無	1 入場料 (円)	
		2 その他 () (円)	
販売行為等	有・無	1 募金 物品販売 商業宣伝 飲食物提供	
		2 広告 宣伝物の掲示・配布 看板・立札の設置	
		3 その他	

※ 太枠内のみ記入してください。